

時事新報

明治十八年十月十三日(火曜日)

官

報

時事新報

明治十八年十月六日 かのとくらし

西暦一千八百八十五年

明治十八年十月六日

太政官布告第三十二號

明治十六年(一月)第二號布告裁判所一覽表中左ノ通增

國西場浦郡ヲ管轄ス

東彼杵北高來兩郡ヲ管轄ス

河村久米八橋ノ三郡ヲ管轄ス

一盛岡始審裁判所管内福岡ニ治安裁判所ヲ置キ陸奥國

二戸郡及ヒ陸中國南北九戸郡ヲ管轄ス

右奉勅旨布告候事

明治十八年十月十二日 太政大臣公爵三種實美

任權掌侍

○汽車賃金收入高(工部省報告) 本年九月中新橋横濱

間鐵道汽車收入は旅客人員片道十四萬五千二百七十人

同往復四千六百六十三人にして此の賃金三萬五千三百

五錢五厘にして之を昨年同月比收入に比較するに二千

十二圓六十三錢五厘手廻荷物斤數二萬七千四百五斤に

シテ此は賃金百七十二圓四十九錢二厘小荷物斤數十萬

九千四百十八斤にして此の賃金一千百四十六圓八十六

錢八厘貨物斤數八百五十四萬五百十七斤にして此れ賃

金四千九百十六圓十六錢總計四萬一千五百四十八圓十

五錢五厘にして之を昨年同月比收入に比較するに二千

百廿四圓十七錢の減額あり(以上三件明治十八

年十月十二日官報)

○明治十八年十月九日

○安南新王の即位 先頃安南の王子チヤンノンが佛

國より擁立せられて安南國王と爲りたる由は當時の電報

に見えしが右の新王は九月十九日國都順化府より即位

式を執行したる由此より先き佛國將軍ド・クールシ

氏より九月十四日順化府發にて新王跋扈の次第と本國

政府に報ざる電報は左の如くありし

ナユーギック(安南前王)の姪にて其養子たるチヤン

ノノン王子(九月)十四日午前八時王宮に於

て召けに即祚式を執行せり當日は王族廷臣等曾其

廟に陪し佛國及び安南の兵隊王宮を警衛して多くの

政府に報ざる電報は左の如くありし

ナユーギック(安南前王)の姪にて其養子たるチヤン

ノノン王子(九月)十四日午前八時王宮に於

て召けに即祚式を執行せり當日は王族廷臣等曾其